平成２４年（フ）第１２５号
茨城県日立市諏訪町５丁目34番13号
債務者　栗原　堅治
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１６０４号
埼玉県北本市中丸７丁目87番地８
債務者　大井田力則
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
埼玉県熊谷市村岡1840番地２、旧住所埼玉県熊谷市久保島699番地22
債務者　吉野　勝良
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１８号
茨城県水戸市城東１丁目８番20号　Ｆｏｕｒｔｈ弥栄102号
債務者　丹　　輝
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　周行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市寿町３番４号　エスペラール夙川101号
債務者　大﨑美千子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５０号
釧路市桜ケ岡５丁目７番４号
債務者　竹川　敬子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
宮崎県都城市志比田町3782　医療法人一誠会都城新生病院内、住民票上の住所宮崎県都城市安久町1424番地の２
債務者　迫田　正毅
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１５７号
長崎県大村市玖島３丁目611番地10
債務者　水田　義直
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
山形県天童市大字荒谷157番地
債務者　佐藤　政藏
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番６―401号
債務者　光山力男こと　盧　　泰守
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８６号
秋田県湯沢市大工町７番13号
債務者　鎗田ヨネ子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６５号
秋田県湯沢市清水町３丁目６番22号　ヤマシン貸家４号棟
債務者　大沼　宏彰
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３１８号
函館市鍛治１丁目６番14号
債務者　田代　　洋
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３２６号
北海道北斗市東浜１丁目12番33号
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３３１号
函館市宝来町４番５号
債務者　奈良　　洋
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７０号
埼玉県川口市東領家１丁目21番２号　１Ｆ
債務者　根本　貴央
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２２号
埼玉県和光市南１丁目３番８―109号　クリソベール本丸
債務者　廣瀬　文裕
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係